

ハンセン病国賠訴訟提訴10周年・ハンセン病問題基本法成立

# 描こう・考えよう 菊池恵楓園の将来を！

## 地域の中で生き続ける療養所をめざして

6月11日、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称：ハンセン病問題基本法）が成立しました。入所者が寂しい思いをせず安心して生活できる療養所にしたい。そんなみんなの思いの結実です。

さあ、これからこの法律に基づいて、本当の意味で市民に開かれた、地域の中で生き続ける療養所を、みんなのアイデアで考えていきましょう。

日時 2008年8月3日（日）  
午後1時30分～（午後1時開場）  
会場 熊本学園大学 3号館2階325教室

入場無料

※ 集会にはどなたでも参加できます。

※ 駐車場がありませんので、お近くの他の駐車場や公共交通機関をご利用ください

### 主催 菊池恵楓園の将来を考える会

(菊池恵楓園入所者自治会、全医労恵楓園支部、全医労熊本地区協議会、ハンセン病市民学会、ハンセン国賠訴訟西日本弁護団、ハンセン国賠訴訟菊池恵楓園原告団、ひまわりの会(熊本退所者の会)、合志市、合志市議会、ハンセン病国賠訴訟を支援する会・熊本、熊本県労働組合総連合(熊本県労連)、熊本県民医連、熊本医療福祉労働組合(熊医労)、熊本県医療労働組合連合会(熊本県医労連)、浄土真宗本願寺派熊本教区基幹運動推進委員会、真宗大谷派、九州・沖縄同朋運動推進協議会、映画「新・あつい壁」制作・上映実行委員会。)

連絡先・問い合わせ先

菜の花法律事務所

〒860-0834 熊本市江越1丁目17番12号 TEL096-322-7731 FAX096-322-7732

菊池恵楓園入所者自治会

〒861-1113 熊本県合志市栄3796 TEL/FAX 096-248-5342